

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 16 回 会 議 議 事 録

令和 5 年 4 月 26 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和5年4月26日(水) 午前10時00分から午前10時30分まで				
場	所	海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階)				
議	題	第1号議案	海区漁場計画について(諮問) /			
		第2号議案	ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について(指示) /			
		第3号議案	宝石さんごの採捕に関する委員会指示について(指示) /			
		報告事項	漁業に関する協定について /			
出	席	委員	黒田 勝春	稲垣 芳樹	鈴木 惣和	山本 昌弘
			中根 静夫	吉武 正康	小林 俊雄	榊原 満男
			小林 清和	吉田 和広	岩田 靖宏	長谷川桂子 /
欠	席	委員	山下三千男	鈴木 輝明 /		
事	務	局	職員	書記長	鈴木 照夫	
				主査	黒田 拓男	
農	業	水	産	局	水産振興監	岡本 俊治 /
					水産課	課長 柴田 晋作 /
					〃	担当課長 坂口 泰治 /
					〃	課長補佐 大橋 昭彦 /
					〃	課長補佐 荒川 哲也 /

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>なお、本日山下会長が欠席となりましたので、机上有りあります配席図と差替えをお願いします。</p> <p>資料は会議次第、机上配布の配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案、報告事項の以上6種類でございます。過不足ございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p> <p>それでは、ただ今から第16回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に黒田会長職務代理人から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長職務代理人（黒田）	<p>第16回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案3件、報告事項1件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>先週行われた公聴会の場で顔を合わせているかと思いますが、令和5年度の人事異動により、異動のありました水産課職員を事務局から紹介させていただきます。</p> <p>水産振興監の岡本俊治でございます。</p> <p>次に、水産課長の柴田晋作でございます。</p> <p>次に、水産課担当課長の坂口泰治でございます。</p> <p>次に、水産課漁業調整グループ課長補佐の大橋昭彦でございます。</p>

	<p>す。</p> <p>最後に、水産課漁業調整グループ課長補佐の荒川哲也でございます。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>第16回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>さて、4月の人事異動で、私を始め水産課職員の変更がございました。引き続き、水産業の振興にしっかりと取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、漁業に目を向けますと、のり養殖につきましては、今年も九州の不漁の影響もあり、共販実績が37億円と、まずまずの漁期であったと考えております。</p> <p>また、潮干狩り場も各地で開設されており、これからゴールデンウィークにかけて天候に恵まれ、多くの人に来場いただき、浜に活気が戻ることを期待しております。</p> <p>本日の議題は、議案3件と報告事項が1件と伺っております。慎重審議をお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員15名のうち、12名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項により会長が議長を務め</p>

	<p>ることになっておりますが、本日は山下会長が欠席のため、黒田会長職務代理者に議長をお願いいたします。</p> <p>私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、稲垣委員、長谷川委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「海区漁場計画について」を上程します。</p> <p>この件につきましては、令和5年3月27日に開催されました第15回愛知海区漁業調整委員会会議において水産課より説明を受けました。</p> <p>また、4月18日に公聴会を開催し、海区漁場計画に対する公述人の意見をお聞きしましたので、この議案について審議に入りたいと思いますが、何か御意見、御質問はございますか。</p> <p>質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
<p>会長職務代理者（黒田）</p>	
<p>委員（多数）</p>	<p>（異議無し）</p>
<p>会長職務代理者（黒田）</p>	<p>異議無しの声があったので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います</p>
<p>委員（全員）</p>	<p>（挙手全員）</p>
<p>会長職務代理者（黒田）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「海区漁場計画について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p>

事務局（黒田）

次に、第2号議案の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

第2号議案「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」を御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

こちらが現在発動中の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示」でございます。

遊漁者によるひき縄釣につきましては、令和2年に改正された愛知県漁業調整規則において、渥美外海沖合の距岸10海里以遠の海域について規制解除しておりますが、漁業者とのトラブルを防ぐ対策として、遊漁者によるひき縄釣の委員会指示による承認制の導入について、当委員会にて御承認をいただき、令和3年3月5日に初めて指示を発動した次第であります。

資料6ページを御覧ください。こちらが令和4年度の当委員会による遊漁者によるひき縄釣り承認実績です。

承認した大会は7件でありまして、大会は6月から9月にかけて開催されており、1大会あたりの参加隻数は最大で17隻でした。

採捕された魚種はクロカジキのみであり、全大会を通じて2尾の採捕でありました。

開催された大会では、特に漁業者とのトラブルは発生せず、円滑に行われたと聞いております。

この委員会指示は、令和5年5月31日に有効期限を迎えます。

今後も、漁業者と遊漁者とのトラブルを未然に防ぎ、海面の円滑な利用を図るため、委員会指示を継続してまいりたいと考えております。

それでは、資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。

内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和5年6

	<p>月1日から令和6年5月31日まで1年間更新するものです。また、公報登載日は5月26日を予定しております。</p> <p>それでは、指示案を朗読させていただきます。</p> <p>「指 示 案 朗 読」</p> <p>なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いたします。</p>
<p>会長職務代理者（黒田）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
<p>委員（多数）</p>	<p>（異 議 無 し）</p>
<p>会長職務代理者（黒田）</p>	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います</p>
<p>委員（全員）</p>	<p>（挙 手 全 員）</p>
<p>会長職務代理者（黒田）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に、第3号議案の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示につ</p>

事務局（黒田）

いて」事務局から説明をお願いします。

第3号議案「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を御説明いたします。

資料3ページを御覧ください。

こちらが現在発動中の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示」でございます。

宝石さんごの採捕に関する指示につきましては、水産庁から、宝石さんごの漁獲実態のない海区においても、一般採捕を禁止する内容の委員会指示発動を検討するようとの技術的助言を受け、当委員会で御協議、御審議いただきましたところ、本県漁場保全の観点からも採捕禁止の指示を発動すべきと承認をいただきましたので、平成28年6月1日に初めて指示を発動いたしました。

この委員会指示は令和5年5月31日に有効期限を迎えます。

本県海域でのさんご漁業の実態はありませんが、本県外海は宝石さんごの推定生息域とされていますので、今後も漁場保全のため委員会指示を継続してまいりたいと考えております。

資料1ページを御覧ください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。

内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和5年6月1日から令和6年5月31日まで1年間更新するものです。また公報登載日は5月26日を予定しております。

それでは、指示案を朗読させていただきます。

「指 示 案 朗 読」

なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいりますが、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。

	<p>以上でございます。</p> <p>御審議よろしく願いいたします。</p>
会長職務代理者（黒田）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異議無し）</p>
会長職務代理者（黒田）	<p>異議無しの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
委員（全員）	<p>（挙手全員）</p>
会長職務代理者（黒田）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に、報告事項の「漁業に関する協定について」水産課から報告をお願いします。</p>
水産課（荒川）	<p>報告事項「漁業に関する協定について」報告いたします。</p> <p>まず始めに、(1)「第11回資源専門委員会について」報告いたします。表紙をめくりまして、資料1ページを御覧ください。</p> <p>愛知県と三重県とで締結した「漁業に関する協定」第11条に基づき設置されている資源専門家委員会は、両県で交互に委員会を開催することとなっております。令和4年度は三重県で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点か</p>

ら、対面の会議を中止し、令和5年3月に書面での開催といたしました。開催方法につきましては、各委員に適用海域における相互に関心のある水産資源について資料を送付し、提出された意見を集約することで情報交換をいたしました。

1の、適用海域における相互に関心がある水産資源については、クルマエビやトラフグや等の資源状況に対し、両県委員から意見が寄せられました。

クルマエビについては、前年に続き比較的豊漁であったと報告があり、放流の効果が出ているという意見がございました。

トラフグについては、国の資源評価では、親魚量は過去と比較して高水準にあるが、漁獲は低迷していると報告がございました。

また、関東や東北において漁獲が増加しており、資源の分布範囲が拡大しているとの意見がございました。

サワラについては、両県ともに単価の高い魚種として関心が高く、令和元年をピークに資源量が減少していると報告があり、資源の安定化には産卵親魚の保護が必要であるとの意見がございました。

その他の魚種について、イカナゴ資源は回復しておらず、水温上昇や黒潮の蛇行、餌料環境の悪化などの環境要因が指摘されているとの意見がございました。

また、水産試験場の解析では、資源の減少は夏眠期の親魚の減少が最も影響を与えており、その主な要因は魚食性魚類による食害の可能性が高いと考えているとの報告がありました。

2の、その他の意見として、燃油高騰が続いており、魚価安と相まって厳しい状況であるとの意見がございました。

伊勢湾の低栄養塩化については、湾内の漁業生物の生産全体に大きな影響を及ぼしていることから、他部局とも協力し栄養塩の供給を図ることが重要との意見がございました。

なお、書面開催の結果は水産庁にも報告してございます。

3の、次回開催につきましては、本県での開催を予定しております。

す。開催の時期につきましては、今後両県で調整を進めてまいります。

資料 2 ページには意見聴取時の委員会名簿を載せてございます。

続きまして、(2)「第 19 回愛知県・三重県漁業者間協議について」報告いたします。

愛知県と三重県とで締結した「漁業に関する協定」に基づき、漁業秩序の確立と水産資源の保存及び合理的利用ならびに両県間の友好協力関係の構築の推進を目的として、両県漁業間協議を実施しております。

表紙をめくりまして、資料 3 ページを御覧ください。

令和 4 年度につきましては、令和 5 年 3 月 29 日に三重県津市で開催されました。

資料 4 ページに出席者名簿、5 ページには三重県さし網敷設位置の連絡体制、6 ページには操業秩序遵守状況についての資料となっております。

協議には関係者 22 名が出席し、適用海域における両県漁業者間で情報の共有と交換が行われました。違反や事故、漁具被害の発生事案もなく、信頼友好関係が構築されていることの確認と、この関係を維持していくこととして円満に協議が終了しました。

続きまして、(3)「漁業に関する協定の委員について」報告いたします。

表紙をめくりまして、資料 7 ページを御覧ください。

漁業に関する協定第 10 条に基づく紛争処理委員会の名簿を載せてございます。今回、委員に変更がありましたので御報告いたします。なお、名簿には変更のあった箇所を下線を引いてございます。

愛知県の委員では、漁業関係者が鈴木啓一委員に変更、県水産行政職員が大橋昭彦委員に変更がございました。

三重県の委員では、漁業関係者が清水三千春委員に変更がございました。

資料 8 ページを御覧ください。

漁業に関する協定第 11 条に基づく資源専門家委員会の名簿を載せてございます。こちらの名簿についても、変更のあった箇所の下線を引いてございます。

愛知県の委員では、漁業関係者が鈴木啓一委員に変更がございました。

三重県の委員では、水産資源の学識者が館洋委員に変更、県水産行政職員が栗山功委員に変更がございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

会長職務代理者（黒田）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

以上で本日予定の議題はすべて終了しました。

これをもちまして第 16 回委員会を終了します。

委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員

